

厚生労働大臣の定める揭示事項

開設者 社会医療法人仁寿会

理事長 加藤節司

管理者 社会医療法人仁寿会加藤病院

病院長 大畑修三

【 入院基本料に関する事項 】

地域包括ケア病棟入院料 1

地域包括ケア病棟においては、1 日に 12 人以上の看護職員(看護師・准看護師)が勤務しています。

尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

午前 8 時～午後 5 時まで	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です
午後 4 時～午前 9 時まで	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です

【 中国四国厚生局長への届出事項 】

基本診療料	特掲診療料
・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準 ・ 機能強化加算 ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 ・ 看護師等遠隔診療補助加算 ・ 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準 ・ 診療録管理体制加算 ・ 医師事務作業補助体制加算 ・ 感染対策向上加算 ・ 連携強化加算 ・ サーベイランス強化加算 ・ 患者サポート体制充実加算 ・ 身体的拘束最小化推進体制加算 ・ データ提出加算 ・ 入退院支援加算 ・ 認知症ケア加算 ・ 協力対象施設入所者入院加算 ・ 地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア病棟入院医療管理料 1	・ 別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の（1）に規定する在宅療養支援病院 ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ・ 在宅がん医療総合診療料 ・ 往診料の注の 1 0 に規定する介護保険施設等連携往診加算 ・ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 1 3、在宅がん医療総合診療料の注の 8 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算 ・ ニコチン依存症管理料 ・ 検体検査管理加算（Ⅰ） ・ 遠隔画像診断 ・ C T 撮影及びMR I 撮影 ・ がん治療連携指導料 ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅲ） ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算 ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5 ・ 入院ベースアップ評価料 9 5

入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

【 保険外負担に関する事項 】

洗濯代（税込）	※
診断書料（税込）	※

※については、種類によって価格が設定されております。詳細については、1 階総合受付または 2 階ヘルスケアステーションにお声掛けください。